

山梨県公報

第二百十二号

令和三年

八月五日

木曜日

目次

○救急病院等の認定	四一五
○道路の区域変更	四一五
○建築基準法に基づく道路位置指定	四一五
○採石業務管理者試験の実施	四一五
○公共測量の実施	四一六

告示

山梨県告示第二百二十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年八月五日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
医療法人社団協友会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期限 令和六年七月三十一日

山梨県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年八月二十六日まで一般の縦覧に

供する。

令和三年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖精進線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町西湖字根場二五〇二番一地内から 南都留郡富士河口湖町西湖字根場二五〇三番地内まで	旧	六・七 八・七	一三三・三
	新	一〇・四 二一・七	一三三・三

山梨県告示第二百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和三年七月二十八日
- 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字上町四十七番一
- 指定道路の幅員 四・五一メートル
- 指定道路の延長 三十四・九五メートル

公告

採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和三年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和三年十月八日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館四〇七会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
 - 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 五 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 採石業務管理者試験受験票(控) 及び採石業務管理者試験受験票(採石業務管理者試験受験票(控)には写真(受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)一枚をのり付けすること。)
 - 2 受験手数料 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)
- 六 受験願書受付期間 令和三年九月十六日(木)から同月三十日(木)までの山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課
- 八 合格者の発表 令和三年十月二十八日(木)に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他
 - 1 試験当日持参する物
 - (一) 採石業務管理者試験受験票
 - (二) 筆記用具
 - 2 不明な点については、山梨県林政部森林整備課(電話〇五五―二二三―一六四)に問い合わせること。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年八月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 二 測量の地域 富士山周辺(大沢川・宮川)
- 三 測量の期間 令和三年七月十六日から令和三年十二月二十八日まで